

## 第13節 研究

### 第1 在留資格の審査

#### 1 研究の在留資格について

「研究」の在留資格は、科学技術等の研究分野の国際交流に対応し、我が国の研究の発展を担う研究者を受けるために設けられたものである。

#### 2 該当範囲

入管法別表第1の2の表の「研究」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）

#### (1) 研究の在留資格に該当する範囲

- ア 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究に従事する活動が該当する。ただし、括弧書きの規定により、本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究をする活動は、下記（3）アのとおり「教授」の在留資格に該当する。
- イ 専ら研究を目的とする機関以外の機関において、当該機関の活動の目的となってい る業務の遂行のための基礎的・創造的な研究をする活動も「研究」の在留資格に該当する。

（注）専ら研究を目的とする機関以外の公私の機関において、外国人の有する技術や知識を用いて公私の機関の業務の遂行を直接行うものである場合は、下記（3）イのとおり、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する。

ウ 具体的には次の者が該当する。

- (ア) 研究交流促進法第4条第1項の規定に基づき研究公務員に任用される者
  - (イ) (ア) 以外の国公立の試験・調査・研究等を目的とする機関との契約に基づいて 研究活動を行う者
  - (ウ) 試験・調査・研究等を目的とする (ア) 及び (イ) 以外の機関に受け入れられて 研究活動を行う者
- （注）① 国連地域開発センターが招へいする外国人研究員は、同センターから月額33万円の奨学金が支給されることとなっているところ、同研究員は市

當等公営住宅に居住し、滞在費等実費の範囲を超えるものと認められることから、「研究」の在留資格に該当する。

- ② 文部科学省のSTAフェローシップ制度により我が国の機関に受け入れられる外国人研究員は、特殊法人（科学技術振興事業団）との契約に基づいて研究を行う者に該当する。
- ③ 文部科学省が実施している原子力関係管理者研修に参加する者及び原子力研究交流制度に基づいて招へいされる者は、国（文部科学省）との契約に基づいて研究を行う者に該当する。

### （2）用語の意義

- ア 「研究を行う業務」には、研究のための試験、調査等の業務も含まれる。
- イ 「本邦の公私の機関」については、第1節第1を参照。
- ウ 「契約」については、第1節第1を参照。

なお、外国人自身が本邦の機関とは契約を締結せず、本邦の機関と外国の機関との間の契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動は、「研究」の在留資格には該当しない。これは、公私の機関が直接積極的な体制を整備している場合に限ることとしたものである。

### （3）他の在留資格に該当する研究活動

#### ア 教授

報酬を受けて研究を行う場合（実費の範囲を超える額の奨学金、手当を受ける場合を含む。）であっても、本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究を行う点において、「研究」の在留資格の活動と異なる。

（注）日本学術振興会等大学以外の機関から研究費等の名目で報酬を受けて大学の研究所等を使用して研究を行う場合は、「教授」の在留資格に該当する。

なお、日本学術振興会の諸招へい制度による外国人研究員とは、外国人特別研究員、外国人招へい研究者（短期）、外国人招へい研究者（長期）、外国人著名研究者等がある。

#### イ 技術・人文知識・国際業務

専ら研究を目的とする機関以外の機関において、当該機関の業務の遂行に直接資する研究活動に従事する点において、「研究」の在留資格の活動と異なる。

#### ウ 文化活動

研究を行う活動であっても、報酬（実費の範囲内で受ける奨学金・手当を受ける場合を含む。）を受けない点で、「教授」、「研究」の在留資格の活動と異なる。

(注) 「日中笹川医学研究者制度」により受け入れられ、研究活動に従事する者は、月額11万円（宿舎が提供される者にあっては10万円）が支給されることとなっており、「文化活動」の在留資格を決定する。

#### エ 特定活動告示36号

本邦の公私の機関（別表第六に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において高度の専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動である場合は、「特定活動告示36号」に該当する。

(注) 特定活動告示36号に定める別表第六に掲げる要件については、別表第六の各号のいずれにも該当する事業活動を行う機関であることを要する。第26節の「特定活動」参照。

### 3 基準

#### (1) 本文

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、我が国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人、我が国の特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国、地方公共団体若しくは独立行政法人から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告示をもって定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、この限りでない。

#### ア 要件の内容

- (ア) 下記（イ）に該当する場合を除き、第1号及び第2号に適合すること。
- (イ) 我が国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人、我が国の特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国、地方公共団体若

しくは独立行政法人から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告示をもって定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、1号の経験要件及び2号の報酬要件に適合することを要しない。

#### イ 用語の意義

- (ア) 「我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」とは、特殊法人をいう。
- (イ) 「我が国の特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人」とは、認可法人をいう。

#### ウ 留意事項

「法務大臣が告示をもって定めるもの」は、資料編の「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研究の在留資格に係る基準の規定に基づき法人を定める件」(平成25年法務省告示第453号。下記第2資料編の2)を参照。

#### (2) 第1号

大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け若しくは本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）した後従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは三年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有し、又は従事しようとする研究分野において十年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有すること。ただし、本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合であって、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（研究の在留資格をもって当該本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あるときは、この限りでない。

#### 要件の内容

- ア 研究者の経験要件を定めたものである。
- イ 次のいずれかの経験を有している者であること。ただし、ウに該当する場合は、これらの要件に適合することを要しない。
- (ア) 大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた者又は本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定め

る要件に該当する場合に限る。) した者の場合

卒業又は修了の後に、従事しようとする研究分野において修士の学位又は3年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有していること。

(注1) 「大学」には、大学のほか、大学院、大学の別科、大学の専攻科、大学の附属研究所等が含まれる。また、日本の大学のほか、外国の大学も含まれる。

なお、大学には短期大学は含まれない。

(注2) 法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件」（平成23年法務省告示第330号）で定める要件に適合するものは、同告示第1号に規定する高度専門士の称号を受けた者であることをいう。

(イ) (ア) 以外の者の場合

従事しようとする研究分野において10年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有すること。

ウ 本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合であって、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第1の2の表の研究の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（研究の在留資格をもって当該本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して1年以上あること。

(3) 第2号

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

#### 要件の内容

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることの要件を定めたものである。

(注) 報酬とは名目にかかわらず、また、奨学金等の名称である場合もある（第2章第1節第2の「報酬」を参照）。

#### 4 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

ア 申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「研究」又は「研究（転勤）」であることを確認する。

(注) 上記3(1)イに該当する場合又は基準第1号本文に該当する場合は、申請書「N」の様式を、基準1号ただし書きに該当する場合は、申請書「L」の様式を使用する。

イ 特殊法人、認可法人若しくは独立行政法人又は国、地方公共団体若しくは独立行政法人から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告示をもって定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、申請書の勤務先欄がこれらのいずれかに該当することを確認する。

ウ 上記イに該当しない場合（転勤の場合を除く。）は、申請書の最終学歴、専攻・専門分野、職歴、勤務先の事業内容、実務経験年数、職務内容欄の記載及び立証資料により、次のいずれかに該当することを確認する。

(ア) 大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後に、従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは3年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有していること。

(イ) 従事しようとする研究分野において10年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有すること。

エ 上記イに該当しない場合（転勤の場合を除く。）で、契約した本邦の公私の機関が人材派遣を営むものであって、申請人が当該機関以外の機関に派遣されて研究活動を行うものである場合は、申請書の派遣先等欄の記載内容を確認する。

オ 外国の事業所から転勤して研究を行う業務に従事しようとする場合は、申請書の勤務先又は活動先、派遣元会社若しくは団体、派遣元会社又は団体と勤務先との関係、職歴、派遣・就労予定期間及び職務内容欄並びに立証資料（過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関の文書及び転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す資料）により、転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において継続して1年以上（研究の在留資格をもって当該本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間とする。）、研究の業務に従事していること。

カ 上記イに該当しない場合は、申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料（申請人の活動の内容等を明らかにする資料）により、基準第2号の適合性を判断する。

## (2) 在留期間の更新時

ア 申請書の勤務先、就労予定期間、給与・報酬、職務上の地位及び職務内容欄の記載により、研究活動を継続するものであることを確認する。

イ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、申請書及び契約書に記

載された収入額があること及び納税状況を確認する。

## 5 立証資料

第31節別表のとおり。

## 6 在留期間

在留期間	運用
5年	<p>次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>① 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>② 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>③ 契約機関がカテゴリー1又はカテゴリー2に該当するもの</p> <p>④ ③以外の場合は、「研究」の在留資格で3年又は5年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き5年以上「研究」の在留資格に該当する活動を行っているもの</p> <p>⑤ 就労予定期間が3年を超えるもの</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超えて3年以内であるもの</p> <p>② 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超えるもの</p> <p>③ 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの（3月の決定の項に該当するものを除く。）</p> <p>① 契約機関がカテゴリー4（カテゴリー1、2又は3のいずれにも該当</p>

	しない団体・個人)に該当するもの ② 3年又は1年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ③ 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの ④ 就労予定期間が1年以下であるもの(契約期間が1年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを見除く。)
3月	就労予定期間が3月以下であるもの

- ※1 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。
- 2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。
- 3 [REDACTED]
- (1) [REDACTED]  
ア [REDACTED]  
イ [REDACTED]
- (2) [REDACTED]  
[REDACTED]
- 4 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り3月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「3月」ではなく「1年」を決定する。

## 第2 應用・資料編

### 1 研究交流促進法

同法は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する国及び特定独立行政法人の試験及び研究に関し、国と国以外の者との間の交流及び特定独立行政法人と特定独立行政法人以外の者との間の交流を促進するために必要な措置を講じ、併せて国及び特別の法律により設立された法人の科学技術に関する試験、研究及び開発を行う施設

の共用を促進するための措置を講ずることにより、科学技術に関する試験、研究及び開発の効率的推進を図ることを目的とする。

**第4条** 任命権者は、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究公務員（第二条第三項第二号に規定する者を除く。）に任用することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。

一 試験研究機関等の長である職員

二 試験研究機関等の長を助け、当該試験研究機関等の業務を整理する職の職員その他これに準ずる職員として政令で定めるもの

三 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

**2 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研究の在留資格に係る基準の規定に基づき法人を定める件（平成25年法務省告示第453号）**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研究の項の下欄に掲げる国若しくは地方公共団体又は独立行政法人から交付された資金により運営されている法人は、次のとおりとする。

名称・所在地

公益財団法人大阪バイオサイエンス研究所

大阪府吹田市古江台6丁目2番4号

一般財団法人石炭エネルギーセンター

東京都港区西新橋3丁目2番1号 Daiwa 西新橋ビル3階

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル7階

つくば市上横場字一杯塚446-1（農林水産先端技術研究所）